

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前																																										
別紙様式第十七号の五（第二百八条の二十三第一項関係） <div style="text-align: right;">（日本産業規格A4）</div> 第 期事業報告書（ 年 月 日から 年 月 日まで） 年 月 日提出 商号又は名称 所在地 代表者の役職氏名 印	別紙様式第十七号の五（第二百八条の二十三第一項関係） <div style="text-align: right;">（日本産業規格A4）</div> 第 期事業報告書（ 年 月 日から 年 月 日まで） 年 月 日提出 商号又は名称 所在地 代表者の役職氏名 印																																										
1 業務の状況 [(1)~(5) 略] (6) 連結自己資本規制比率の状況 (記載要領) 最終指定親会社の連結自己資本規制比率の状況を様式Aにより記載すること。ただし、第208条の28第1項に規定する金融庁長官が定める場合にあつては、連結自己資本規制比率を様式B-1により、連結資本バッファ比率のうちカウンター・シクリカル・バッファ比率を様式B-2により、 <u>連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率</u> を式B-3により、それぞれ記載すること。 (様式A) <div style="text-align: center;">[略]</div> (様式B-1) <table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="width: 30%;">信用リスク・アセット算出手法</td><td style="width: 70%;"></td></tr></table> <div style="text-align: right;">（単位：百万円）</div> <table border="1" style="width: 100%;"><thead><tr><th rowspan="2">項 目</th><th colspan="2">前期末</th><th colspan="2">当期末</th></tr><tr><th colspan="2">経過措置による不算入額</th><th colspan="2">経過措置による不算入額</th></tr></thead><tbody><tr><td>普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	信用リスク・アセット算出手法		項 目	前期末		当期末		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額		普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目					[略]					1 業務の状況 [(1)~(5) 同左] (6) 連結自己資本規制比率の状況 (記載要領) 最終指定親会社の連結自己資本規制比率の状況を様式Aにより記載すること。ただし、第208条の28第1項に規定する金融庁長官が定める場合にあつては、連結自己資本規制比率を様式B-1により、連結資本バッファ比率のうちカウンター・シクリカル・バッファ比率を様式B-2により、 <u>それぞれ記載すること</u> 。 (様式A) <div style="text-align: center;">[同左]</div> (様式B-1) <table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="width: 30%;">信用リスク・アセット算出手法</td><td style="width: 70%;"></td></tr></table> <div style="text-align: right;">（単位：百万円）</div> <table border="1" style="width: 100%;"><thead><tr><th rowspan="2">項 目</th><th colspan="2">前期末</th><th colspan="2">当期末</th></tr><tr><th colspan="2">経過措置による不算入額</th><th colspan="2">経過措置による不算入額</th></tr></thead><tbody><tr><td>普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>[同左]</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	信用リスク・アセット算出手法		項 目	前期末		当期末		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額		普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目					[同左]				
信用リスク・アセット算出手法																																											
項 目	前期末		当期末																																								
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額																																								
普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目																																											
[略]																																											
信用リスク・アセット算出手法																																											
項 目	前期末		当期末																																								
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額																																								
普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目																																											
[同左]																																											

[略]	[同左]
[略]	[同左]
[略]	[同左]
[項を削る。]	公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置により普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額
[項を削る。]	非支配株主持分等に係る経過措置により普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額
[略]	[同左]
普通株式等 Tier 1 資本に係る調整項目	普通株式等 Tier 1 資本に係る調整項目
[略]	[同左]
普通株式等 Tier 1 資本	普通株式等 Tier 1 資本
[略]	[同左]
その他 Tier 1 資本に係る基礎項目	その他 Tier 1 資本に係る基礎項目
[略]	[同左]
[項を削る。]	その他の包括利益累計額に係る経過措置によりその他 Tier 1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額
[項を削る。]	非支配株主持分等に係る経過措置によりその他 Tier 1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額

[略]
その他 Tier 1 資本に係る調整項目
[略]
[略]
[略]
[略]
[項を削る。]
[略]
[略]
その他 Tier 1 資本
[略]
Tier 1 資本
[略]
Tier 2 資本に係る基礎項目
[略]
[項を削る。]
[項を削る。]
[項を削る。]
[略]
Tier 2 資本に係る調整項目
自己保有 Tier 2 資本調達手段の額
意図的に保有している他の金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額
少数出資金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額

[同左]				
その他 Tier 1 資本に係る調整項目				
[同左]				
調整項目に係る経過措置によりその他 Tier 1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額				
[同左]				
[同左]				
その他 Tier 1 資本				
[同左]				
Tier 1 資本				
[同左]				
Tier 2 資本に係る基礎項目				
[同左]				
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置により Tier 2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
その他の包括利益累計額に係る経過措置により Tier 2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
非支配株主持分等に係る経過措置により Tier 2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
[同左]				
Tier 2 資本に係る調整項目				
自己保有 Tier 2 資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等の Tier 2 資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の Tier 2 資本調達手段の額				

少数出資金融機関等のその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、マーケット・メイク目的保有 TLAC に該当しなくなったものの額						[項を加える。]
その他金融機関等の Tier 2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額						その他金融機関等の Tier 2 資本調達手段の額
[項を削る。]						調整項目に係る経過措置により Tier 2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額
[略]						[同左]
Tier 2 資本						Tier 2 資本
[略]						[同左]
総自己資本						総自己資本
[略]						[同左]
リスク・アセット等						リスク・アセット等
[略]						[同左]
[略]						[同左]
[略]						[同左]
[略]						[同左]
[略]						[同左]
[略]						[同左]
連結自己資本規制比率						連結自己資本規制比率
[略]						[同左]
[略]						[同左]
[略]						[同左]
<u>最低連結資本バッファ比率</u>						[項を加える。]
うち、資本保全バッファ比率						
うち、カウンター・シクリカル・バッファ比率						
うち、(G-SIB/D-SIB) バッファ比率						
<u>連結資本バッファ比率</u>						
調整項目に係る参考事項						[項を加える。]
[略]						調整項目に係る参考事項
[略]						[同左]
[略]						[同左]
[略]						[同左]
Tier 2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項						Tier 2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項
[略]						[同左]
[略]						[同左]
[略]						[同左]

